ごと、組合員ごと及び共済掛金期間ごとに、疾病傷害共済の個別共済関係に係るものにあっては家畜ごと及び共済掛金期間ごとに、法第145条第2項後段において準用する同条第1項ただし書の農林水産大臣が定める金額を限度とする。

共済金

- =組合員が負担すべき費用の内容に応じて規則第 117 条第 1 項の農林水産大臣の定める点数によって共済事故ごとに計 算される総点数×同項の農林水産大臣が定める 1 点の価額 ×90/100
- 2 前項の共済金の額は、当該診療その他の行為によって組合員が負担した費用の 100 分の 90 に相当する金額を限度とする。

(共済金の支払とみなされる場合)

第84条 疾病傷害共済に付した家畜につき共済事故が発生した場合において、この組合が診療その他の行為をし、又はその費用を負担したときは、この組合は、当該診療その他の行為に要した費用の額の限度において共済金を支払ったものとみなす。

第4章 果樹共済

(定義)

- 第85条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ によるものとする。
 - (1)類区分 法第148条第1項に規定する収穫共済の共済目的の種類をいう。
 - (2) 全相殺減収方式による収穫共済 法第 148 条第 1 項第 1 号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であって、規則第 119 条第 1 項第 1 号に規定する全相殺減収方式を選択するものをいう。
 - (3) 半相殺方式による収穫共済 法第 148 条第 1 項第 1 号に掲げる金額を共済金額と する共済関係であって、規則第 119 条第 1 項第 3 号に規定する半相殺方式を選択す るものをいう。
 - (4) 地域インデックス方式による収穫共済 法第 148 条第 1 項第 1 号に掲げる金額を 共済金額とする共済関係であって、規則第 119 条第 1 項第 4 号に規定する地域イン デックス方式を選択するものをいう。
 - (5) 災害収入共済方式による収穫共済 法第 148 条第 1 項第 2 号に掲げる金額を共済 金額とする共済関係をいう。
 - (6) 果樹共済資格団体 法第 20 条第1項第3号に規定する栽培の業務を行う者のみが構成員となっている農業共済資格団体をいう。
 - (7) 全相殺減収方式資格者 次に掲げる者
 - イ 類区分ごとに、その者が栽培する果樹に係る果実のおおむね全量を法第 133 条 第 1 項の規定による資料の提供につき協力が得られる者に出荷しており、かつ、 今後も当該果実のおおむね全量を当該資料の提供につき協力が得られる者に出荷 することが確実であると見込まれる者(果樹共済資格団体を含む。)
 - ロ 類区分ごとに、その者が栽培する果樹に係る収穫量がその者の青色申告書及び

その関係書類により適正に確認できる者(果樹共済資格団体を含む。)

- ハ 類区分ごとに、その者が栽培する果樹に係る収穫量が、規則第 119 条第 3 項第 3 号に規定する書類、同号に規定する帳簿及びこれらの関係書類により適正に確認できる者(果樹共済資格団体を含む。)(このハに掲げる者として、これらの書類に不実の記載をしたことその他の不正な行為をしたことにより、法第 134 条において準用する保険法第 30 条の規定により収穫共済の共済関係を解除されたことがある者を除く。)
- (8) 災害収入共済方式資格者 類区分ごとに、その者が栽培する果樹に係る果実のおおむね全量を原則として過去5年間において法第133条第1項の規定による資料の提供につき協力が得られる者に出荷しており、かつ、今後も当該果実のおおむね全量を当該資料の提供につき協力が得られる者に出荷することが確実であると見込まれる者(果樹共済資格団体を含む。)又はその者が栽培する果樹に係る収穫量及び品質がその者の青色申告書及びその関係書類により適正に確認できる者(果樹共済資格団体を含む。)をいう。
- (9) 支払開始割合 第95条第3項の割合をいう。
- (10) 統計単位地域 規則第96条第1項の統計単位地域をいう。
- (11) 細区分 法第148条第5項の細区分をいう。

(共済関係の成立)

- 第86条 果樹共済の共済関係は、収穫共済にあってはその共済目的の種類ごと及び果実の年産ごとに、組合員が申込期間内に現に栽培している収穫共済の共済目的たる 果樹(次の各号に掲げる事由に該当する果樹を除く。)の全てを収穫共済に付する ことを申し込み、この組合がこれを承諾することによって成立するものとする。
 - (1)類区分ごとの栽培面積(主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用されている特定園芸施設の内部で栽培されるうんしゅうみかんの栽培面積にあっては、当該面積に2を乗じて得た面積。)が10アールに達しない果樹であること。
 - (2) 共済事故の発生が相当の確実さをもって見通されること。
 - (3) 第95条第2項の標準収穫量又は同条第5項の基準生産金額の適正な決定が困難であること。
 - (4) 当該果樹に係る損害の額の適正かつ円滑な認定が困難であること。
 - (5) 当該果樹の栽培が果実の収穫を目的としないことその他当該果樹につき通常の 肥培管理が行われず、又は行われないおそれがあること。
- 2 前項の規定による申込みは、収穫共済にあっては第1号に掲げる期間に行うものとする。ただし、これらの期間における申込みが困難である場合等にあっては、当該期間の開始前に申込みを行うことができるものとする。
- (1) 収穫共済の申込期間
 - イ うんしゅうみかん 6月10日から7月1日まで ただし、うんしゅうみかん3類にあっては、4月1日から4月30日まで
 - ロ 指定かんきつ 4月15日から6月10日まで

(果樹共済の申込み)

第87条 組合員が果樹共済の申込み(前条第1項の規定による申込みをいう。以下同じ。)をしようとするときは、次の事項を記載した申込書をこの組合に提出するものとする。

- (1)組合員の氏名及び住所(法人たる組合員にあってはその名称、その代表者の氏名及びその事務所の所在地、果樹共済資格団体たる組合員にあってはその名称並びにその代表者の氏名及び住所)
- (2) 果樹共済の種類、共済目的の種類、引受方式、支払開始割合、付保割合(収穫 共済にあっては共済金額の標準収穫金額に対する割合をいう。以下この章におい て同じ。)、補償割合及び防災施設の有無
- (3) 樹園地の所在地及び面積並びに当該樹園地に植栽されている果樹の品種、栽培 方法及び樹齢別本数
- (4) 既に法第98条第1項第5号が発生している果樹がある場合又はその事故の原因が生じている果樹がある場合にあってはその旨
- (5) 全相殺減収方式による収穫共済又は災害収入共済方式による収穫共済を選択する場合にあっては、その申込みに係る収穫共済の共済関係に係る果樹に係る果実の出荷計画並びに収穫量並びに品質及び生産金額(災害収入共済方式による収穫共済に限る。)の確認方法
- (6) 自動継続特約を付する場合はその旨
- (7) その他共済目的を明らかにすべき事項
- 2 この組合は、果樹共済の申込みを受けたときは、当該収穫共済に係る第 90 条各項 に掲げる共済責任期間の開始の 10 日前までに、当該申込みを承諾するかどうかを決 定して、これを組合員に通知するものとする。
- 3 第1項の申込書に記載した事項に変更(第 16 条第1項第5号に規定する共済目的の異動を除く。)が生じたときは、組合員は、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

(申込みの承諾を拒む場合)

第 88 条 この組合は、組合員から果樹共済の申込みがあった場合において、共済目的 の種類ごとに、その者の当該申込みに係る果樹が、その者が当該申込みの際現に栽 培している収穫共済の共済目的たる果樹で果樹共済の申込みができるものの全てで ないときは、当該申込みの承諾を拒むものとする。

(共済関係成立時の書面交付)

- 第89条 この組合は、果樹共済に係る共済関係が成立したときは、遅滞なく、組合員に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付するものとする。
 - (1)組合の名称
 - (2)組合員の氏名又は名称
 - (3) 果樹共済の種類
 - (4) 共済事故
 - (5) 共済責任期間の始期及び終期
 - (6) 共済金額
 - (7)組合員の属する危険段階
 - (8)類区分、引受方式、支払開始割合、付保割合、補償割合、引受面積、防災施設 の有無及び自動継続特約の有無
 - (9) 共済目的を特定するために必要な事項
 - (10) 組合員負担共済掛金及び賦課金並びにその支払の方法
 - (11) 第16条第1項第5号、第3項及び第4項並びに第87条第3項の通知をすべき事

項

- (12) 共済関係の成立年月日
- (13) 書面を作成した年月日
- 2 前項の書面には、組合長が署名し、又は記名押印しなければならない。

(共済責任期間)

第 90 条 収穫共済の共済責任期間は、次の表の左欄に掲げる共済目的の種類に応じ、 同表の右欄に掲げる期間とする。

共済目的の種類	共済責任期間
うんしゅうみかん	春枝の伸長停止期から当該春枝の伸
	長停止期の属する年の翌年の年産の
	果実の収穫をするに至るまでの期間
指定かんきつ	春枝の伸長停止期から当該春枝の伸
	長停止期の属する年の翌々年の年産
	の果実の収穫をするに至るまでの期
	間

(引受方式の選択方法)

- 第 91 条 うんしゅうみかん及びかんきつ類の果樹(うんしゅうみかんを除く。以下同じ)に係る果樹共済の引受方式を選択するときは、次の表の第 1 欄に掲げる共済目的の種類につき、次の各号に掲げる場合に応じ、同表の第 2 欄に掲げる区分のうち当該各号に定めるものに属する同表の第 3 欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の第 4 欄に掲げる引受方式のいずれかを選択するものとする。この場合において、全相殺減収方式にあっては全相殺減収方式資格者、災害収入共済方式にあっては災害収入共済方式資格者に限り選択できるものとする。
 - (1) 当該共済目的の種類の全てについて地域インデックス方式及び災害収入共済方式以外の引受方式を選択する場合(次号に掲げる場合を除く。) 第1区分
 - (2) 第85条第1項第7号ハに掲げる者が全相殺減収方式を選択する場合 第2区分
 - (3) 地域インデックス方式を選択する場合 第3区分
 - (4) 当該共済目的の種類の全部又は一部について災害収入共済方式を選択する場合 第4区分

第1欄	第2欄		第3欄	第4欄
うんしゅ	第1区分	1類	早生うんしゅうの品種の	全相殺減収方
うみかん			うんしゅうみかん (3類	式及び半相殺
			に属するものを除く。)	方式
		2類	普通うんしゅうの品種の	全相殺減収方
			うんしゅうみかん (3類	式及び半相殺
			に属するものを除く。)	方式
		3類	うんしゅうみかんのう	全相殺減収方
			ち、プラスチックハウス	式及び半相殺
			(主としてプラスチック	方式

			フィルムが被覆材として 使用されている特定園芸 施設をいい、気象上の原 因により農作物の生育が 阻害されることを防止す るための施設を除く。以 下この章において同 じ。)を用いて栽培され るもの	
	第2区分	4類		全相殺減収方 式
	第3区分	4類		地域インデッ クス方式
	第4区分	3類	うんしゅうみかんのう ち、プラスチックハウス を用いて栽培されるもの	全相殺減収方 式、半相殺方 式及び災害収 入共済方式
		5類	うんしゅうみかんのう ち、プラスチックハウス を用いて栽培されるもの 以外のもの	災害収入共済 方式
かんきつ 類の果樹	第1区分	1類	ぽんかん、ゆず	全相殺減収方 式及び半相殺 方式
	第2区分	4類		全相殺減収方 式
	第4区分	3類		災害収入共済 方式

(組合員負担共済掛金の金額及びその徴収方法)

- 第92条 収穫共済に係る組合員負担共済掛金の金額は、類区分ごとに、第96条の規定により算定した組合員が支払うべき共済掛金から、当該組合員に係る共済金額に、当該組合員に係る収穫基準共済掛金率(法第149条第1項の収穫共済に係る基準共済掛金率をいう。以下同じ。)を乗じて得た金額の2分の1に相当する金額(組合員負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合にあっては、当該2分の1に相当する金額並びに当該補助金の金額)を差し引いて得た金額とする。
- 2 組合員負担共済掛金の払込みの告知は、払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した書面をもってするものとする。

(組合員負担共済掛金の払込期限)

第93条 第86条第1項の規定によりこの組合との間に収穫共済の共済関係が成立した 者は、収穫共済に係る組合員負担共済掛金を第1号に掲げる期日までにこの組合に 払い込まなければならない。 ただし、当該組合員負担共済掛金の金額が1万円以上の場合には、組合員の申請に基づき、第2号に掲げる期日までにその収穫共済に係る組合員負担共済掛金を払い込むことを認めることができる。

- (1) イ うんしゅうみかん 7月31日ただし、うんしゅうみかんの3類にあっては、6月30日
 - ロ 指定かんきつ 6月30日
- (2) イ うんしゅうみかん 12月20日ただし、うんしゅうみかんの3類にあっては、11月30日
- 2 組合員は、第87条第3項の規定による変更に伴い果樹共済の共済掛金が増額された場合は、当該変更に伴い増額された果樹共済に係る組合員負担共済掛金をこの組合が指定する期日までにこの組合に払い込まなければならない。
- 3 この組合は、第87条第3項の規定による変更に伴い果樹共済の共済掛金が減額された場合は、当該変更に伴い減額された果樹共済に係る組合員負担共済掛金を、遅滞なく、組合員に返還するものとする。

(組合員負担共済掛金の分納)

- 第94条 この組合は、果樹共済に係る組合員負担共済掛金のうちうんしゅうみかん及び指定かんきつに係るものについて、当該組合員負担共済掛金の金額が5万円以上である場合には、前条第1項本文の規定にかかわらず、組合員の申請に基づき当該組合員負担共済掛金を2回に分割して払い込むことを認めることができる。
- 2 組合員は、前項の規定により2回に分割して払い込むことを認められた場合には、前条第1項第1号に掲げる期日までに組合員負担共済掛金の3分の1に相当する金額を、第86条第1項の規定により収穫共済の共済関係の成立した日の属する年の次の各号に掲げる期日までにその残額に相当する金額をそれぞれこの組合に払い込まなければならない。
- (1) 収穫共済の払込期限

イ うんしゅうみかん 12月20日

ロ 指定かんきつ 12月20日

(収穫共済の共済金額)

第 95 条 収穫共済の共済金額は、類区分ごとに、次の式によって算定される金額とする。

全相殺減収方 式、半相殺方 式及び地域イ ンデックス方 式

| 共済金額(組合員ごと)

=標準収穫金額の 40%に相当する金額以上であって標準収穫金額に補償限度割合を乗じて得た金額以下の範囲内で組合員が申し出た金額

標準収穫金額

=標準収穫量×果実の単位当たり価額(細区分を定めた類区分にあっては、細区分ごとの(標準収穫量×果実の単位当たり価額)の合計金額)

災害収入共済	共済金額(組合員ごと)
方式	=基準生産金額の 40%に相当する金額以
	上であって共済限度額以下の範囲内で組
	合員が申し出た金額
	共済限度額
	=基準生産金額×補償割合

- 2 標準収穫量は、組合員ごと及び類区分又は細区分ごとに、規則第 122 条の準則に従い、この組合が定める数量とする。
- 3 補償限度割合(災害収入共済方式を除く。)は、組合員が選択した引受方式及び支払開始割合に応じ次の表に掲げるものとし、補償割合(災害収入共済方式に限る。)は、60%、70%又は80%のうちから組合員が申し出たものとする。

引受方式	支払開始割合	補償限度割合
全相殺減収方式	20%	70%
	30%	60%
	40%	50%
半相殺方式	30%	70%
	40%	60%
	50%	50%
地域インデックス方式	10%	90%
	20%	80%
	30%	70%

- 4 果実の単位当たり価額は、類区分又は細区分ごとに、法第148条第2項の規定により農林水産大臣が定めるものとする。
- 5 基準生産金額は、組合員ごと及び共済目的の種類ごとの果実の生産金額を基礎と して、この組合が定める金額とする。

(共済掛金)

第96条 果樹共済の共済掛金は、類区分ごとに、次の式によって算定される金額とする。

共済掛金 = 共済金額×共済掛金率

2 共済掛金率は、この組合が総会又は総代会の議決を経て定めた共済掛金率のうち、 当該組合員の危険段階区分に係るものを適用する。

(自動継続特約の締結)

第97条 この組合は、果樹共済の申込みの承諾の際、当該組合員からの申出により、翌年産以降の果樹について第86条第2項の申込期間が終了するまでに当該組合員から果樹共済の申込みをしない旨の意思表示がないときにおいて当該果樹共済の申込

みがあったものとする旨の特約(以下「果樹共済自動継続特約」という。)をする ことができる。

2 この組合は、果樹共済自動継続特約を付した果樹共済について、申込期間が終了するまでに、前年産の共済関係の内容を示すとともに、当該組合員からその内容の変更の申出がある場合は、これを変更するものとする。

(果樹共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧)

- 第 98 条 理事は、果樹共済の共済掛金率、共済掛金のうち組合員が負担する部分の率、 果実の単位当たり価額等を記載した果樹共済掛金率等一覧表を作成し、これを事務 所に備えて置かなければならない。ただし、当該一覧表の内容を、電子計算機に備 えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存をすれば、その作成と備置きを 行わないものとすることができる。
- 2 理事は、共済目的の種類ごとに、毎年当該共済目的の種類に係る第86条第2項の申込期間が開始する日の10日前までに、前項に掲げる事項を公告しなければならない。
- 3 組合員は、いつでも、第1項の果樹共済掛金率等一覧表の閲覧を求めることができる。

(収穫共済の共済金の支払額)

第 99 条 全相殺減収方式、半相殺方式又は地域インデックス方式による収穫共済に係る共済金は、類区分ごとに、次の式によって算定される金額とする。

全相殺減収方式、半	共済金 (組合員ごと)
相殺方式	=共済金額×共済金支払率
	共済金支払率
	=次の表の左欄に掲げる支払開始割合
	に応じ同表の右欄に掲げる割合(以
	下この項において同じ。)
地域インデックス方	共済金(統計単位地域ごと)
式	=統計単位地域別共済金額×共済金支
	払率
	統計単位地域別共済金額
	=共済金額×統計単位地域ごとの標準
	収穫量/標準収穫量

支払開始割合	共済金支払率
10%	10/9×損害割合-1/9
20%	5/4×損害割合-1/4
30%	10/7×損害割合-3/7
40%	5/3×損害割合-2/3
50%	2×損害割合-1

(注1) 細区分を定めない類区分に係る損害割合=減収量/基準収穫量

(注2) 細区分を定めた類区分に係る損害割合 細区分ごとの(減収量×果実の単位当たり価額)の合計金額

> 基準収穫金額(細区分ごとの(基準収穫量×果実の単位当たり 価額)の合計金額)

2 減収量は、次の表の左欄に掲げる引受方式に応じ、同表の右欄に掲げる式によって算定する。

引受方式	減収量
全相殺減収方式	減収量(組合員ごと)
	=組合員の基準収穫量-組合員の収穫
	量
	組合員の収穫量
	=規則第 82 条の準則に従い認定され
	た収穫量
半相殺方式	減収量(組合員ごと)
	=組合員の樹園地ごとの減収量の合計
	樹園地ごとの減収量
	=樹園地別基準収穫量-樹園地の収穫
	量
	樹園地の収穫量
	=規則第 82 条の準則に従い認定され
	た樹園地の収穫量
地域インデックス方	減収量(組合員ごと及び統計単位地域ご
式	と)
	=組合員の統計単位地域ごとの基準収
	穫量-組合員の統計単位地域ごとの
	収穫量
	収穫量
	=その年産の統計単収に樹園地の樹齢
	による単収差を加味した数量×樹園
	地の面積
	(注) 共済事故の発生していない者につ
	いては、減収量はないものとする。

- 3 組合員の基準収穫量、樹園地別基準収穫量、組合員の統計単位地域ごとの基準収穫量は、規則第132条の準則に従い、標準収穫量を基礎とし、隔年結果の状況その他の事情を勘案してこの組合が算定するものとする。
- 第 100 条 災害収入共済方式による収穫共済に係る共済金は、類区分ごとに、共済事故による果実の減収又は品質の低下(規則第 133 条において準用する規則第 98 条に定めるものに限る。)がある場合において、次の式によって算定される金額とする。

共済金(組合員ごと)

- = (共済限度額-生産金額)×共済金額/共済限度額
- 2 生産金額は、組合員ごと及び類区分ごとに、規則第 82 条の準則に従い認定された 果実の生産金額とする。

(共済金額の削減)

- 第 101 条 この組合は、果樹共済の共済金の支払に不足を生ずる場合には、次に掲げる金額の合計金額をその支払に充ててもなお不足を生ずる場合に限り、共済金額を削減することができる。この場合において、共済金額の削減により支払われないこととなる共済金の総額が、支払うべき共済金の総額から、果樹通常責任共済金額を差し引いて得た金額の 100 分の 10 に相当する金額を超えない範囲内において削減することができるものとする。
 - (1) 果樹共済に係る定款第55条の不足金塡補準備金の金額
 - (2) 果樹共済に係る定款第57条の特別積立金の金額

(共済金の支払の免責)

- 第 102 条 次の場合には、この組合は、共済金の全部又は一部につき、支払の責任を免れるものとする。
 - (1) 組合員が第12条第1項の規定による義務を怠ったとき。
 - (2) 組合員が第13条の規定による指示に従わなかったとき。
 - (3)組合員が第16条第1項第5号、第3項又は第4項の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
 - (4) 果樹共済の申込みをした組合員が、当該申込みの際、当該申込みに係る果樹に 関する次に掲げる事実又は事項につき、悪意又は重大な過失によってこれを通知 せず、又は不実の通知をしたとき(この組合がこれを知っていたとき及び過失に よってこれを知らなかったときを除く。)。

イ 共済目的の種類

- ロ 第87条第1項第3号及び第4号に掲げる事項
- ハ 収穫共済の共済関係について全相殺減収方式又は災害収入共済方式を選択する 場合にあっては、当該共済関係に係る果樹に係る果実の出荷計画
- 2 組合員が正当な理由がないのに第94条第2項の規定に違反して第2回目の組合員 負担共済掛金の払込みを遅滞したとき及び第93条第2項の規定に違反して第87条第 3項の規定による変更に伴い増額された組合員負担共済掛金の払込みを遅滞したと きは、前項の規定にかかわらず、この組合は、当該組合員に対して共済金の全部に つき支払の責任を免れるものとする。
- 3 この組合は、法第148条第1項の規定により栽培方法に応ずる区分が定められた共済目的の種類に係る果樹につき、組合員がその栽培方法を同項の規定により定められた区分で当該果樹に適用されるものに係る栽培方法以外のものに変更した場合には、その変更の結果通常生ずべき損失の額については、当該組合員に対して共済金の支払の義務を有しない。
- 4 この組合は、組合員が植物防疫法の規定に違反した場合には、当該違反行為の結

果通常生ずべき損失の額については、当該組合員に対して共済金の支払の義務を有しない。

(告知義務違反による解除)

- 第 103 条 組合員は、果樹共済の申込みの当時、果樹共済の共済関係が成立することにより塡補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうちこの組合が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならない。
- 2 この組合は、組合員が、前項に基づきこの組合が告知を求めたものについて、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該収穫共済の共済関係を解除することができる。
- 3 この組合は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、共済関係を解除することができない。
- (1) 果樹共済の申込みの承諾の当時において、この組合が前項の事実を知り、又は 過失によって知らなかったとき。
- (2) 共済媒介者が、組合員が第1項の事実の告知をすることを妨げたとき。
- (3) 共済媒介者が、組合員に対し、第1項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。
- 4 前項第2号及び第3号の規定は、当該各号に規定する共済媒介者の行為がなかったとしても組合員が第1項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。
- 5 第2項の規定による解除権は、この組合が同項の規定による解除の原因があることを知った時から1か月間行使しないときは、消滅する。果樹共済の申込みの承諾の時から6か月を経過したときも、同様とする。

(共済掛金不払の場合の共済関係の解除)

第 104 条 組合員が正当な理由がないのに第 93 条第1項の規定による払込みを遅滞したとき又は第 94 条第2項の規定に違反して第1回目の組合員負担共済掛金の払込みを遅滞したときは、この組合は、当該収穫共済の共済関係を解除するものとする。

(重大事由による解除)

- 第 105 条 この組合は、次に掲げる事由がある場合には、果樹共済の共済関係を解除するものとする。
 - (1)組合員が、この組合に当該共済関係に基づく共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。
 - (2)組合員が、当該共済関係に基づく共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、この組合の組合員に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由

(解除の効力)

- 第106条 果樹共済の共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。
- 2 この組合は、次の各号に掲げる規定により共済関係の解除をした場合には、当該 各号に定める損害を塡補する責任を負わない。
- (1) 第103条第2項 解除がされた時までに発生した共済事故による損害。ただし、

同項の事実に基づかずに発生した共済事故による損害については、この限りでない。

- (2) 第104条 解除がされた時までに発生した共済事故による損害
- (3) 前条 同条各号に掲げる事由が生じたときから解除がされた時までに発生した 共済事故による損害

第107条 【削除】

第5章 畑作物共済

(定義)

- 第 108 条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ によるものとする。
 - (1) 類区分 法第153条第1項に規定する共済目的の種類をいう。
 - (2) 災害収入共済方式による畑作物共済 法第 153 条第 1 項第 2 号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であって、規則第 140 条第 1 項第 4 号の災害収入共済方式を選択するものをいう。
 - (3) 畑作物共済資格団体 法第 20 条第1項第4号に規定する者のみが構成員となっている農業共済資格団体をいう。
 - (4) 災害収入共済方式資格者 類区分ごとに、その者が栽培する農作物に係る収穫物のおおむね全量を原則として過去5年間において法第133条第1項の規定による資料の提供につき協力が得られる者に出荷しており、かつ、今後も当該収穫物のおおむね全量を当該資料の提供につき協力が得られる者に出荷することが確実であると見込まれる者(畑作物共済資格団体を含む。)又はその者が栽培する農作物に係る収穫量及び価格がその者の青色申告書及びその関係書類により適正に確認できる者(畑作物共済資格団体を含む。)
 - (5) 補償割合 第117条第2項の割合をいう。

(共済関係の成立)

- 第 109 条 畑作物共済の共済関係は、共済目的の種類ごと及び農作物の年産ごとに、組合員が栽培を行う畑作物共済の共済目的たる農作物(次に掲げる事由に該当する農作物を除く。)の全てを畑作物共済に付することを申し込み、この組合がこれを承諾することによって、成立するものとする。
 - (1)類区分ごとの栽培面積が5アールに達しない農作物であること。
 - (2) 共済事故の発生が相当の確実さをもって見通されること。
 - (3) 当該農作物に係る基準収穫量及び第117条第3項の基準生産金額の適正な決定が 困難であること。
 - (4) 当該農作物に係る損害の額の適正かつ円滑な認定が困難であること。
 - (5) 当該農作物に係る収穫物が未成熟のまま収穫されることその他当該農作物につき通常の肥培管理が行われず、若しくは行われないおそれがあること。ただし、 当該期間における申込みが困難である場合等にあっては、当該期間の開始前に申 込みを行うことができるものとする。
- 2 前項の規定による申込みは、次に掲げる期間に行うものとする。ただし、当該期間における申込みが困難である場合等にあっては、当該期間の開始前に申込みを行